

令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間)

第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第2 事業内容

事業名	事業内容
1 第1号事業 (広報啓発活動)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第32回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。開催に先立ち県内全市町村の広報誌に掲載依頼。 ア 9月4日(月)、あきた芸術劇場ミルハス中ホールで開催し、一般客を含め関係者約400人参加《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員等が参加》 イ 表彰 ・理事長感謝状 2個人(当法人前理事) ・東北ブロック暴排活動功労表彰 2個人 ・県暴排活動功労表彰 12個人 エ 祝辞等 ・秋田県警察本部長 森田正敏氏 ・副知事 神部秀行氏 ・県議会議長 北林丈正氏 ・秋田県公安委員会委員長 遠藤優子氏 オ 大会宣言の発声 秋田市副市長 柿崎武彦氏 カ 特別講演 株式会社ブラウブリッツ秋田 代表取締役社長 岩瀬浩介氏 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 (ア) 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告し、県民の暴力団排除意識醸成を図った。(9月29日、2月21日、3月25日) 特殊詐欺防止に係るのぼり旗を秋田県警察に寄贈し、広報した。(12月4日) (イ) FM秋田を活用した広報 (通年) ・ FM秋田の毎週土曜日の番組が終了後の午前11時55分に暴力相談等に関するコマーシャルで、潜在被害者掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成を図った。 ・ FM秋田フリーペーパー「秋田を遊ぼう(県全域ロードマップ付き)」に、暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告。(4月、7月、9月、12月の各月に2万部発行) (ウ) 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 (通年) 暴力相談フリーダイヤル電話等広告掲載の「郵便局窓口現金用封筒」を郵宣東日本支社と再契約し県内6郵便局(秋田中央局、土崎局、大館局、能代駅前局、大曲局、横手局)に配置。(11月6日契約7,000枚)

事業名	事業内容
	イ 機関誌(紙)等の作成・配布 【作成】
	(ア) 全国センターだより (春106号、夏107号、秋108号、冬109号) 各90部
	(イ) 不当要求防止責任者教本(令和5年版) 4月 750部
	(ウ) リーフレット暴力団壊滅秋田県民会議の活動 6月 2,000部
	(エ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」 239号～250号
	(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりAOCvol. 50」 11月 1,400部
	【配布】
	(ア) 全国センターだより 106号～109号
	役員、相談委員、警察関係者等 各80部
	県民ホールパンフレットスタンド 各10部
	(イ) 不当要求防止責任者教本
	〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習 5月～6月200部
	〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習 7月～9月271部
	(ウ) リーフレット公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動
	〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習 5月～6月200部
	〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習 7月～9月271部
	県民ホールパンフレットスタンド 7月 10部
	(エ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」239号～250号
	賛助会員等 Eメール配信6回
	その他 ホームページ掲載
	(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりAOCvol. 50」
	役員、相談委員、警察関係者、賛助会員等 1月 600部
	暴力団離脱者社会復帰支援連絡会 2月 18部
	県民ホールパンフレットスタンド 1月 10部
	ウ 暴排資料等の作成・配布 【作成】
	(ア) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ(無償入手) 4月 2,000枚
	(イ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A 5月 500部
	(ウ) 暴排ポスター 5月 580部
	(エ) 暴力団情勢と対策〈2023年版〉 6月 2,300部
	(オ) 県民大会景品(万年カレンダー) 8月 400個
	(カ) 暴力団情勢と対策〈2023年版〉 3月 200部
	【配布】
	(ア) 暴力団情勢と対策〈2022年版〉
	賛助会員 4月 660部
	組織犯罪対策課 5月 15部
	不当要求防止責任者講習 5月～6月200部
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 7月4日 25部
	(イ) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ
	不当要求防止責任者講習 5月～9月471枚
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 7月4日 25部
	県民ホールパンフレットスタンド 6月 10部
	不当要求防止責任者講習 10月～12月271部
	暴力追放推進委員会研修会 11月 740部
	離脱者等支援協賛事業所 12月 24部
	暴力団離脱者支援対策連絡会 2月 20部

事業名	事業内容	
	(ウ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A	
	不当要求防止責任者講習	5月～9月471枚
	県民ホールパンフレットスタンド	6月10部
	不当要求防止責任者講習	10月～12月271部
	(エ) 暴排ポスター	
	公共機関・金融機関等	6月310枚
	県警察組織犯罪対策課	6月200枚
	県警察本部守衛室	6月1枚
	事務局前	6月1枚
	(オ) 暴力団情勢と対策〈2023年版〉	
	組織犯罪対策課	8月15部
	不当要求防止責任者講習	7月～9月271部
	県民ホールパンフレットスタンド	7月10部
	不当要求防止責任者講習	10月～12月271部
	不当要求行為に係る意見交換会(国交省)	11月30部
	警務部主催 被害者支援連絡協議会	11月30部
	秋田県証券警察連絡協議会	11月30部
	暴力団追放推進委員研修会	11月740部
	秋田県民事介入暴力対策研究会	12月10部
	秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会	2月20部
	暴力団離脱者支援対策連絡会	2月20部
	秋田県不当要求防止連絡会	3月20部
	(カ) 民暴相談のしおり	
	不当要求防止責任者講習	5月～9月471枚
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日25部
	県民ホールパンフレットスタンド	6月10部
	不当要求防止責任者講習	10月～12月271部
	(キ) 秋田県暴力団排除条例チラシ	
	不当要求防止責任者講習	5月～9月471枚
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日25部
	県民ホールパンフレットスタンド	6月10部
	不当要求防止責任者講習	10月～12月271枚
	(ク) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 49」	
不当要求防止責任者講習	5月～9月471枚	
相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日25部	
不当要求防止責任者講習	10月～12月271部	
(ケ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー		
不当要求防止責任者講習 希望者	5月～9月200枚	
不当要求防止責任者講習 希望者	10月～12月20枚	
(コ) 万年暦(県民大会景品)		
第32回暴力団壊滅県民大会	9月4日400部	
(サ) 暴追ウエットシート		
第32回暴力団壊滅県民大会	9月4日100部	
エ 暴排DVDの無償入手		
全国暴追センターから「選択 暴排に向けて」5本	(4月)	
オ 民間の自主的組織活動の支援		
(7) 各地区暴力追放運動推進委員会に、活動に必要な資料を		
提供。	(随時)	

事業名	事業内容
	(イ) 活動支援金の交付 各地区暴力追放推進委員会(委嘱数14地区225人)に、活動支援金(暴追委員1名につき2,000円)を交付。(9月) カ 県民ホールパンフレットスタンド等への暴排資料の提供 警察本部県民ホール設置の県民会議パンフレットスタンド及び事務局窓口に、来庁者用暴排資料を提供(上表のとおり)。 キ 特別警戒出動式 秋田拠点センターアルベきらめき広場で開催の秋田県警察主催「年末年始特別警戒出動式」に出席(12月7日) (3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針(政府指針)」を解説。(25回742人) (4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推奨 不当要求防止責任者講習時、各種連絡協議会及び相談時に、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。(通年) (5) ホームページの有効活用 ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。 イ 主な掲載内容 当法人主催行事や暴排活動等の紹介など内容の充実、随時情報提供を実施。 (ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情報開示、賛助会員募集 (イ) 不当要求防止責任者講習 流れ・開催日時・会場等 (ロ) 不当要求被害防止DVD(無料貸出用)一覧表 (ハ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針 (ニ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況 (ホ) 暴力追放功労者表彰 (ヘ) 県民会議機関紙J o h o (6) 賛助会員の拡大 ア 不当要求防止責任者講習や各種会合等でリーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し募集広報実施。 イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用し募集広報を実施。 ウ 賛助会員数(令和6年3月31日現在) (ア) 賛助会員数 645企業、28個人(794.5口:個人30.5口) (イ) 賛助金納入状況 622企業 25個人で、769.5万円 (納入後の退会が4企業4口、個人1人1口) 未納は23企業、3個人、33万円 (4月、10月に納入依頼文書を郵送している。)
2 第2号事業 (暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 ア 予防活動等に関する暴排資料の提供 (ア) 機関紙「あきた県民会議J o h o」の発行(上表のとおり) (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供(上表のとおり)

事業名	事業内容									
	イ 不当要求被害防止DVDの貸出状況 <table><tr><td>(ア) 大館地区委員会</td><td>「訣別のとき」等3本</td><td>6月</td></tr><tr><td>(イ) 鹿角地区委員会</td><td>「教訓」等2本</td><td>6月</td></tr><tr><td>(ウ) 秋田東地区委員会</td><td>「暴排の標」</td><td>6月</td></tr></table> (エ) 秋田公共職業安定所 「不当要求対策」 7月 (オ) 秋田公共職業安定所 「不当要求対策」 8月 (カ) 秋田公共職業安定所 「不当要求対策」 9月 (キ) 国交省秋田河川事務所 「絶対に負けませんⅡ」 11月 (ク) (株)国際パトロール 「その時どうする」他1本 12月 (ケ) 湯沢市役所皆瀬総合支所 「絶対に負けませんⅡ」他2本 2月 ウ 不当要求対策DVDの活用 大阪府暴力追放推進センターから購入したDVD「不当要求対策」を不当要求防止責任者講習で視聴覚講習に活用。 (5月～12月) (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 ア 暴力追放推進委員の委嘱 第15期暴力追放推進委員(任期：令和6年3月31日まで)に 県内14地区231人を理事長が委嘱(令和4年4月1日)。 任期途中7名死亡・1名辞任。期中に2名新規委嘱。 委嘱数225人。 イ 活動支援金の交付 上記1(2)オ(イ)のとおり ウ 暴力団情報・資料の提供、暴力追放推進委員研修会の開催 各地区暴力追放推進委員会に、活動に必要な資料を提供 (上記1(2)オ(ウ)のとおり) エ 暴力追放推進委員の委嘱準備 第16期暴力追放推進委員(任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで) 県内14地区に推薦依頼 (3) 関係機関・団体との連携の強化と暴排資料の提供 ア 秋田県街商協会定例総会《専務理事》 (4月3日) イ 相談委員・講習担当者研修会《常勤相談委員》 (4月20日) ウ 秋田県銀行警察連絡協議会総会(書面表決)《専務理事》 (4月21日) エ 秋田県遊技業組合通常総会《専務理事》 (5月26日) オ 秋田県相談関係機関連絡協議会相談ネットワーク委員会 《専務理事》(7月4日) カ 秋田県街商協会定例総会《専務理事》 (10月17日) キ 秋田県被害者支援連絡協議会《専務理事》 (11月7日) ク 不当要求行為に係る意見交換会《専務理事》 (11月8日) ケ 秋田県証券警察連絡協議会《専務理事》 (11月10日) コ 暴力団追放推進委員研修会《専務理事・事務局長》 (11月28日) サ 秋田県民事介入暴力対策研究会《専務理事》 (12月8日) シ 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事》 (2月1日) ス 秋田県不当要求防止連絡会 《専務理事》 (3月5日)	(ア) 大館地区委員会	「訣別のとき」等3本	6月	(イ) 鹿角地区委員会	「教訓」等2本	6月	(ウ) 秋田東地区委員会	「暴排の標」	6月
(ア) 大館地区委員会	「訣別のとき」等3本	6月								
(イ) 鹿角地区委員会	「教訓」等2本	6月								
(ウ) 秋田東地区委員会	「暴排の標」	6月								

事業名	事業内容																																																				
3 第3号事業 (暴力相談活動)	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 ア 理事長が、今年度の暴力追放相談委員(任期：令和6年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員4名を委嘱(4月1日)。 イ 暴力追放相談委員1人(警察OB)が当法人職員として常勤。 ウ 暴力追放相談委員(代行兼務)1人(警察OB)が当法人職員として常勤。 エ 秋田弁護士会と連携し、暴力追放相談委員に委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。 (2) 暴力相談への的確な対応 ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による無料相談所を継続開設。 イ 不当要求防止責任者講習会場に「巡回暴力相談所」を開設。 取扱なし。(5月～12月) ウ 相談活動実施状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日) (ア) 相談受理件数 71件 (前年比－12件) (イ) 相談対象 <table><tr><td>企業</td><td>53件</td><td>(前年比－11)</td></tr><tr><td>行政</td><td>11件</td><td>(前年比＋1)</td></tr><tr><td>その他</td><td>7件</td><td>(前年比－2)</td></tr></table> (ウ) 相談種別 <table><tr><td>離脱・勧誘・加入強要関係相談</td><td>2件</td></tr><tr><td>暴力的不当行為</td><td>0件</td></tr><tr><td>刑罰法令に関する相談</td><td>0件</td></tr><tr><td>刑罰法令以外の行為</td><td>3件</td></tr><tr><td>暴対法に関する相談</td><td>2件</td></tr><tr><td>(センター事業0件、その他0件)</td><td></td></tr><tr><td>その他の暴力関係</td><td>64件</td></tr><tr><td>(反社勢力関係照会等)</td><td></td></tr></table> (エ) 相談内容の対象暴力団等 <table><tr><td>指定暴力団</td><td>1件</td><td>(その他の組織 2件)</td></tr><tr><td>準構成員等</td><td>0件</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>68件</td><td></td></tr></table> (オ) 処理状況 <table><tr><td>解決</td><td>69件</td></tr><tr><td>引継ぎ</td><td>2件</td></tr><tr><td>継続処理中</td><td>0件</td></tr></table> (カ) 相談者の業種別 <table><tr><td>行政</td><td>11件</td></tr><tr><td>金融・保険業</td><td>16件</td></tr><tr><td>警備業</td><td>29件</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>5件</td></tr><tr><td>その他(飲食店等)</td><td>9件</td></tr><tr><td>無職</td><td>1件</td></tr></table>	企業	53件	(前年比－11)	行政	11件	(前年比＋1)	その他	7件	(前年比－2)	離脱・勧誘・加入強要関係相談	2件	暴力的不当行為	0件	刑罰法令に関する相談	0件	刑罰法令以外の行為	3件	暴対法に関する相談	2件	(センター事業0件、その他0件)		その他の暴力関係	64件	(反社勢力関係照会等)		指定暴力団	1件	(その他の組織 2件)	準構成員等	0件		その他	68件		解決	69件	引継ぎ	2件	継続処理中	0件	行政	11件	金融・保険業	16件	警備業	29件	不動産業	5件	その他(飲食店等)	9件	無職	1件
企業	53件	(前年比－11)																																																			
行政	11件	(前年比＋1)																																																			
その他	7件	(前年比－2)																																																			
離脱・勧誘・加入強要関係相談	2件																																																				
暴力的不当行為	0件																																																				
刑罰法令に関する相談	0件																																																				
刑罰法令以外の行為	3件																																																				
暴対法に関する相談	2件																																																				
(センター事業0件、その他0件)																																																					
その他の暴力関係	64件																																																				
(反社勢力関係照会等)																																																					
指定暴力団	1件	(その他の組織 2件)																																																			
準構成員等	0件																																																				
その他	68件																																																				
解決	69件																																																				
引継ぎ	2件																																																				
継続処理中	0件																																																				
行政	11件																																																				
金融・保険業	16件																																																				
警備業	29件																																																				
不動産業	5件																																																				
その他(飲食店等)	9件																																																				
無職	1件																																																				

事業名	事業内容
	(3) 「暴力相談」利用の促進 ア ホームページによる広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり イ 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり ウ FM秋田を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり エ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり オ 各種会合等における広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり カ 不当要求防止責任者講習における広報 リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し広報。 キ 他機関紙(誌)への広報依頼 「ふきのとうホットライン」等秋田県等発行のリーフレットに「暴力相談窓口」の掲載を依頼。(4月)
4 第4号事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 (4月) 理事長が、今年度の暴力追放相談委員(任期：令和6年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員4名を委嘱し、少年相談への対応体制を構築し、関係機関・団体と連携強化。 (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 不当要求防止責任者講習受講者の学校関係者(高等学校及び教育委員会関係者)や子どもを持つ親に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、生徒指導及び監護への活用を図るため有効活用。(5月～12月 25回 配付状況上表のとおり)
5 第5号事業 (暴力団離脱者に対する支援活動)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握。(通年) イ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。(通年) (2) 協賛事業所との連携強化 ア 県内協賛事業所を訪問し、離脱者就労に対する理解と協力要請を実施。(通年) イ 雇用報奨金の支給は、取扱いなし。 (3) 離脱希望者等に対する支援 6月1日、受刑者から離脱・就労希望の封書を受理。時期的に理事会・評議員会と重なったため、6月30日に秋田刑務所で面会、意思確認。県警察組織犯罪対策課に引継ぎ。離脱した後は、就労支援予定。
6 第6号事業 (暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動)	(1) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページへの掲載。 イ リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」による広報を実施。 ウ チラシ等暴排資料による広報を実施。 エ 会議、講習会等を活用した広報 関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等においてリーフレット及びチラシ等を配布し広報を実施。 (2) 暴力団事務所使用差止請求代行訴訟活動 取扱いなし。

事業名	事業内容																																									
7 第7号事業 (不当要求防止責任者講習の実施)	(1) 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換 4月26日(水)、秋田弁護士会館において、今年度の不当要求責任者講習のあり方を意見交換。 (2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。 (25回742人) (3) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 ア ホームページ及びリーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載し、受講促進を実施。 イ 県警察組織犯罪対策課と連携し、受講経歴者・受講希望者に受講案内を送付。 (4) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布、不当要求被害防止対応DVD等を活用し、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、職場での対応マニュアル作成等を教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。 (5) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容 (5月～12月) (7) 不当要求防止責任者講習の都度アンケート調査を実施しその結果を次の講習に反映させ充実化。 (イ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。 (7) 県警察組織犯罪対策課アドバイザーによる暴力団情勢等の講話を実施。 (エ) 不当要求被害防止DVD「不当要求対策」により視聴覚講習、併せて職場でのマニュアル作りに資するための事例に基づいた講習を実施。 イ 講習の実施状況 (令和5年5月19日～同年12月14日) (7) 実施回数 25回 県内9会場で実施 <table><tr><td>秋田市9回</td><td>鹿角市1回</td><td>大館市3回</td></tr><tr><td>能代市2回</td><td>由利本荘市3回</td><td>大仙市3回</td></tr><tr><td>横手市3回</td><td>湯沢市1回</td><td></td></tr></table> (イ) 講習受講人員 742人(昨年比+20人) <table><tr><td>選任時講習</td><td>403人</td></tr><tr><td>定期講習</td><td>339人</td></tr></table> (7) 講習受講者職種別 <table><tr><td>金融・保険業</td><td>205人</td><td>娯楽業</td><td>42人</td></tr><tr><td>建設・不動産業</td><td>102人</td><td>製造業</td><td>23人</td></tr><tr><td>運輸・運送業</td><td>18人</td><td>警備業</td><td>9人</td></tr><tr><td>販売業</td><td>89人</td><td>医療機関</td><td>32人</td></tr><tr><td>旅館ホテル業</td><td>9人</td><td>公務所</td><td>152人</td></tr><tr><td>飲食店営業</td><td>6人</td><td>その他</td><td>7人</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>48人</td><td></td><td></td></tr></table>	秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回	能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回	横手市3回	湯沢市1回		選任時講習	403人	定期講習	339人	金融・保険業	205人	娯楽業	42人	建設・不動産業	102人	製造業	23人	運輸・運送業	18人	警備業	9人	販売業	89人	医療機関	32人	旅館ホテル業	9人	公務所	152人	飲食店営業	6人	その他	7人	サービス業	48人		
秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回																																								
能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回																																								
横手市3回	湯沢市1回																																									
選任時講習	403人																																									
定期講習	339人																																									
金融・保険業	205人	娯楽業	42人																																							
建設・不動産業	102人	製造業	23人																																							
運輸・運送業	18人	警備業	9人																																							
販売業	89人	医療機関	32人																																							
旅館ホテル業	9人	公務所	152人																																							
飲食店営業	6人	その他	7人																																							
サービス業	48人																																									

事業名	事業内容
8 第8号事業 (不当要求情報管理機関に対する援助)	(1) 暴力団の活動状況等の情報提供 (通年) 秋田県銀行警察連絡協議会等の関係機関・団体と連携強化し、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等を情報提供。 (2) 照会に対する適正な回答 (通年) 各機関・団体等からの照会には、迅速的確に対応。
9 第9号事業 (被害者の救済・支援活動)	(1) 被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。 (2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページへの掲載による広報を実施。 イ リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。 (3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等での広報。 不当要求防止責任者講習《事務局長兼常勤暴力追放相談員》(25回)
10 第10号事業 (少年指導委員の活動に必要な研修等の実施)	(1) 少年指導委員研修会における講話 県警察人身安全対策課の全県少年指導委員研修会。(11月) (2) 関係機関・団体との連携 第4号事業(少年に対する暴力団の影響を排除する活動)に記載のとおり
11 第11号事業 (調査研究活動)	県内外の情報を調査・収集し、当法人発行の広報資料、講習等の資料に活用。 ア 暴力追放相談員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会 《常勤相談員》(東京：4月20日) イ 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換勉強会 《専務理事・常勤相談委員》(弁護士会館：4月26日) ウ 東北ブロック暴力追放推進センター連絡協議会 《専務理事》(仙台市：6月2日) エ 暴追センター専務理事・事務局長等研修会 《事務局長》(東京：9月21日) オ 不当要求行為に係る意見交換会 《専務理事》(秋田市：11月8日) カ 秋田県証券警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：11月10日) キ 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事》(秋田市：12月8日) ク 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：2月1日)
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催状況 ア 理事会の開催 (ア) 第1回通常理事会 (5月18日) (イ) 第2回臨時理事会 (6月16日) (ウ) 第3回臨時理事会(書面表決) (7月31日) (エ) 第4回臨時理事会(書面表決) (8月28日) (オ) 第5回臨時理事会 (10月24日) (カ) 第6回通常理事会 (3月21日) イ 評議員会の開催 (ア) 定時評議員会 (6月16日) (イ) 臨時評議員会(書面表決) (8月14日)

事業名	事業内容
	(2) 役員(評議員・理事・監事)再任等に伴う法人登記 今年度は役員改選の年。再任役員の登記及び辞任・退任の各 理事及び新理事の登記を適正実施 (7月、8月) (3) 来年度の第33回暴力団壊滅秋田県民大会のための手続を推進 開催予定日 令和6年9月27日 予 約 会 場 あきた芸術劇場ミルハス 中ホール (4) 全国表彰受賞者の決定 8月、全国暴力追放推進センターに全国表彰栄誉金章・銀章 及び銅章各1名を上申。9月29日受賞者決定通知。 大館地区暴力追放推進委員高橋紀博氏が銀章受賞。 (11月30日東京都明治記念館での全国暴力追放運動中央大会に て伝達)